

# 事業計画書

## 1 当該施設の管理運営の基本方針等について

### 1 当該施設の管理運営の基本方針

社会福祉法人として福祉施設の運営実績をふまえ、ご利用者が安心して利用できる入浴サービスを提供しています。

中之口老人福祉センターは周辺地域のみならず、広く新潟市全域からのご利用があります。高齢利用者は入浴時に血圧の上昇その他の身体的変調を訴えられる場合もあり、施設としては緊急時にも即応できる体制が必要であり、安全な運営を行えるよう努めています。

また、地域の施設とし十分に活用いただけよう、施設運営経験と社会福祉法人としてのノウハウを活かしより良いサービス提供に努めて参ります。

### 2 当該施設の現状に対する考え方及び将来展望

中之口老人福祉センターは静かな環境で入浴サービスをご利用いただいている、落ち着いた雰囲気を希望されるご利用者から好評を得ております。入浴サービス以外では地域のグループや団体の会合等の場として活用いただいている。

将来的には独自の催しを計画し地域住民の活動の場として利用していただき、地域の施設として活用いただくことを目指します。

また、隣接する特別養護老人ホーム中之口愛宕の園等の法人事業所と連携し、相談拠点としても貢献できるよう努めてまいります。

### 3 団体の経営方針

#### 『社会福祉法人愛宕福祉社会運営理念』

ご利用者一人ひとりの尊厳と自由を保障し、明るく開かれた環境の中で、関係機関・事業所等との連携を図り、質の高い福祉サービスを提供することにより、地域の皆様の福祉の増進に寄与することを基本理念とします。

当法人では理念を具体化するため3つの目標を掲げております。

- ①「安心して老いることのできる社会」の実現
- ②「豊かな人間性の育成」の実現
- ③「ノーマライゼーションの理念」の実現

## 2 当該施設の管理運営を行う意欲について

当法人では、平成18年4月より、隣接する特別養護老人ホームと連携しながら地域福祉の拠点として活動して参りました。

施設をご利用される皆様は、疲れを癒しに来られたり、気分転換や、ご近所の懇親を深めるためなど、その目的は様々ですが、当法人としましては、安全で有意義な時間をご提供できるよう施設整備を行い、ご利用者からまた来たいと思っていただけるような施設運営を心がけております。

運営を委託され8年が経過しておりますが、更なる地域福祉サービスの充実に向けて、今まで以上に積極的に邁進して参りたいと存じます。

### 3 職員の配置について（職種、人数、雇用形態、勤務形態、資格、技能、経験など）

現状の職員を継続雇用することを想定しています。人数・雇用形態等は下記の通りです。

#### 1. 現場職員配置数

- 1) 火曜日～土曜日 2～3名
- 2) 日曜日 2名
- 3) 上記他に中之口愛宕の園職員のバックアップあり

#### 2. 職種

- 1) 運営管理責任者 1名
- 2) 受付担当・設備管理 5名
- 3) 相談業務 必要に応じて中之口愛宕の園職員がバックアップ。

#### 3. 雇用形態、勤務形態、資格 等

##### 1) 運営管理責任者

施設運営および設備管理全般を行うための知識・経験を有する者が担当します。

##### 2) 受付担当・設備管理者

非常勤形態での雇用を前提とし、資格、経験を問いません。

シルバー人材センターからの派遣高齢者や障害者雇用も前提としており、設備管理全般を行うための若干の知識・経験を有している者を配属します。

### 4 職員の研修計画について

愛宕福祉会では、当法人の施設をご利用くださる方々へ、より質の高いサービスが提供でき、職員一人ひとりにとって働きやすい職場であるよう、法人内において種々の研修を実施しております。また、地域に根ざした運営を推進するために、事業所ごとで委員会等を構成し、職員間での協議の場や、研修を開催し、資質向上に取り組んでいます。

#### 1) 法人（全事業所職員対象）研修

- 新人研修、中堅リーダー研修、幹部研修、法人理念・倫理綱領に関する研修  
メンタルヘルス研修 等

#### 2) 法人（業種・職種別）研修

- 個別ケア、相談業務、リスクマネジメント、介護技術研修 等

#### 3) 交換研修

- 法人内の他事業所との職員交流・交換研修

#### 4) 事業所内研修

- プリセプター制度による業務上における研修、感染症対策研修、介護技術研修 等

#### 5) セルフデベロップメントのための研修

- 資格取得対策講座 等

#### 6) 法人外研修

- 職員一人ひとりの資質向上と業務上必要とされる知識・技能を習得する研修

年間を通して実施しており、適宜参加できる体制を整えております。研鑽・資質向上に励むことができるよう、中之口老人福祉センターの職員につきましても同様に、研修の機会を提供して参ります。

## 5 機密情報や個人情報の保護のためにとる措置について

当法人は個人の人格尊重の理念に基づき関係法令を遵守し、個人情報を慎重に取り扱っております。職員に対しては、個人情報管理規程により明確な方針を示し、個人情報の取り扱いを厳格に行っており、仮に職員の過失により漏えいした場合は、規程に基づき懲戒処分としています。また、原則として個人情報は施錠管理等の安全対策を行うと共に、法人外への持ち出し禁止、第三者への提供条件等を明確にしています。規程等を一部抜粋したものは下記の通りです。

### 1. 「個人情報の提供依頼」

個人情報はサービス提供に必要な情報の範囲とし、それ以外の提供を求めません。

- 1) ご利用者カードへの記入
- 2) 予約カードへの記入
- 3) アンケートへの回答

### 2. 「個人情報の利用目的」

個人情報は提供いただいた目的以外で使用しません。

- 1) ご利用者に連絡をとる必要がある場合
- 2) ご利用者の同意があった場合

### 3. 「個人情報の提供・開示」等について

個人情報は適切に管理し次の場合を除き第三者に提供又は開示しません。

- 1) ご利用者の同意がある場合
- 2) 法令により開示を求められた場合
- 3) 裁判所、警察などの公的機関から開示を求められた場合

## 6 高齢者への配慮及び利用者へのサービスの向上等について

### 1 高齢者への配慮

利用者の大半を占める高齢者に対しては、特有の配慮が重要と捉え、安心・安全な施設運営を行うため下記の対応策を講じております。

#### 1) 見守り、緊急対応について

高齢者にとって体調管理は重要であり、特に入浴による急激な血圧上昇など健康に影響を及ぼす危険性を軽減するため、自動血圧計を設置して入浴前後に測定できるようにしています。また、緊急時においては隣接する中之口愛宕の園（特養およびデイサービスセンター）の介護、看護スタッフが即時に対応できる体制をとっています。

#### 2) 健康相談窓口の設置

当施設において健康相談や福祉相談が行えるよう人員体制を整え、各種相談に応じられるように努めます。

### 2 利用者へのサービスの向上

老人福祉センターの設置目的（「高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与するため」）を実現し、より質の高いサービスを提供していくため、当法人としては以下の方策を実行して参ります。

- 1) 入浴サービスをより快適にするため、設備管理を徹底し、衛生管理に努めます。
- 2) ご利用者が安心できる環境をご提供するため、隣接施設のバックアップ体制を継続し

ていきます。

### 3) 介護教室等を開催し情報提供の場として活用していただけるよう努めます。

#### 3 利用者のニーズの把握と反映

現在ご利用いただいている皆様のご要望は、アンケートの実施や職員が直接お聞きする等して、可能な限りサービスに反映させていただいている。今後は、さらに詳細なご要望を把握するため、アンケート項目の見直しを進めて参ります。

なお、当法人は施設の所在する地域ごとに「地域運営委員会」を設置しており、地域の要望や問題点を指摘いただいております。旧中之口地域からも2名の方が地区の委員としてご参加いただいており、地域のご意見として積極的に活用させて頂いております。

今後もご利用者の要望や委員会から頂戴したご意見、地域包括支援センター等が収集した情報を施設運営に活用し、ご利用者サービスに反映させてまいります。

#### 4 健康づくり、介護予防についての情報の収集及び提供

当福祉センターに隣接して特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所を運営しております。その他、当法人が運営する各事業所では、日常的に高齢者の情報収集にあたっており、特に地域包括支援センター(中之口・鴻東/阿賀北)では地域の拠点事業所として情報収集に努めています。また、地域包括支援センターでは、地域の老人会に参加するなど様々な機会を積極的に利用して介護予防知識の普及を図っております。

今後は福祉センターと中之口高齢者支援センターとの共同での介護教室、健康づくり教室などの実施に努め、隣接する法人事業所と講習会等の共同開催を含め検討してまいります。

#### 5 高齢者生きがい推進事業等実施に関する企画について

※別紙参照下さい。(高齢者支援センターの生きがいデイと連動)

#### 6 苦情への対応

当法人では苦情を適切に解決し、ご利用者の権利擁護に努め、サービス提供事業者として責務を果たすため「社会福祉法人愛宕福祉会 福祉サービスに関する苦情解決実施要綱」を定めています。

苦情に対しては管理運営責任者が責任をもって対応し、苦情申出人と話し合いによる解決に努め、必要に応じて第三者委員が立会う機会を設け公正な解決を図ります。

苦情の原因を分析して再発を防止する手立てを講じることによりサービスの向上を図り、より良い施設運営を目指します。

## 7 地域や他の老人福祉センターとの連携について

平成18年より、地域や老人福祉施設との連携につきましては、各種情報の共有や、非常時の対応、イベントの共同開催等様々な形でご支援をいただきながら運営して参りました。

今後は、自治会等や地域ボランティア団体との連携をさらに強化したいと考えております。また、他の老人福祉センターとの連携につきましても、勉強会を実施する等して共通課題の洗い出しを行った上で、将来的にはイベントの共同開催を検討して参ります。

## 8 衛生管理について

### 1 浴槽、浴室、脱衣場の衛生管理

浴槽、浴室の衛生管理は当老人福祉センターの主たるサービスである入浴に關係することであり、万全を期しております。日常業務として毎日の水の入れ替え、洗い場の清掃は徹底して行い、休館日の月曜には毎週専門業者による浴室の清掃を実施し、隔週で配管の洗浄も実施しております。

また水質の管理に関しても循環式ろ過とともに塩素殺菌を実施しており、朝、昼、午後と日に3回の残留塩素濃度測定を行い殺菌効果の維持に努めております。

脱衣場は毎日掃除機を掛け清掃し、感染症対策として脱衣かごや掛け棚は入念に拭き掃除を行って衛生管理に努めています。

### 2 施設の清掃

大広間、小部屋の掃除機掛けや床の拭き掃除、テーブル拭き、トイレ、浴室、浴槽、脱衣室の清掃は業務利用時間終了後に毎日行っております。特にインフルエンザなどの流行期には注意をはらい感染症防止に努めています。

また、定期的に清掃業者に委託しサッシ清掃、床清掃およびワックス掛けを行っており、施設を快適にお使いいただけるよう努めています。

## 9 災害、事故等の予防及び緊急時の対応について（マニュアル等があれば添付して下さい。）

### 1 防犯

不特定多数のご利用者が出入りする施設において防犯対策は重要な課題の一つです。当施設では入口脇に受付があり、営業時間中は常に人の出入りに注意を払っております。また万全を期すために警備会社の機械警備システムを導入し、常時不審者の侵入や火災の発生などを監視しております。

万が一異常を感知した際には隣接する当法人の事業所を含め緊急連絡先に通報されることになっており、素早い対応を可能にしております。

### 2 防災

ご利用者の安全を確保することはサービス提供事業者としては一番重要なことと考えております。火災発生時など冷静沈着な避難誘導が行えるよう、設備の点検と避難訓練が必要です。

当施設では施設設備の日常点検を行っており、消防設備の点検も定期的に行い、火災発生の防止に努めています。

また併設の社会福祉協議会と防災訓練を共同で行っており、また中之口愛宕の園職員との協働により、火災、地震時にはご利用者の安全かつスムーズな避難誘導を行える体制を整えております。

### 3 事故

施設設備の不備不良による事故の発生はあってはならないことであり、施設として設備の点検と整備は日常的に実施すべきことと考えます。

しかし、予測しえない事故は起こりうるもので。当施設ではご利用者の体調不良などの緊急時に備え急病者対応マニュアルを整備し、中之口愛宕の園の応援を要請する体制を整えており、迅速に対応できるよう努めています。

### 4 その他、緊急時・災害時の対応

隣接する中之口愛宕の園では自衛消防組織を整備しており、初期消火や救護、避難が迅速に行えるよう定期的に訓練を行っています。また、地域の各種組織や医療機関との緊急連絡網を構築しており、単独での対応が難しい場合にも共同で対処できる体制を整えています。

## 10 経費節減のための工夫について

外部に再委託する業務は隣接する特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所と共に共通の委託料・備品購入等については業者に一括委託し経費の合理的削減を図っています。また、管理者や相談業務の担当者を隣接施設の人員と兼務することで人件費の削減に繋げております。さらに水道光熱費の削減対策にも積極的に取り組み、サービスの低下にならないことを前提に、電気・空調等の調整、浴室の湯温調整を徹底し、効率化を図っております。

5 高齢者生きがい推進事業等実施に関する企画について

中之口老人福祉センターは地域の高齢者が社会生活を維持していくために必要な身体・精神の両面からサポートしていくことを目的として生きがい推進事業の実施に努めて参ります。

1) 生きがい活動支援事業

一人暮らし高齢者に対してセンター利用を促進し、家に閉じ篭りがちな高齢者が活動的に生活できるようにサポートします。

2) 地域ふれあい体験交流事業

地域の児童生徒と高齢者が遊びや軽スポーツ、昔話の読み聞かせ等を通じて交流を深める事業の実施。

3) 体操教室

活動的な生活を維持していくために身体能力の低下を防止するための体操教室の実施。

4) 創作活動教室

高齢者の趣味を活かし創作的な活動を通じて生きがいを持ち充実した日々を過ごすための教室の実施。